概要版

新宿区 第三次環境基本計画

兼 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）

平成 30
(2018)年
2月



新宿区

■ 計画の位置付け・計画期間

この計画は、「環境基本法」及び「新宿区環境基本条例」第７条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

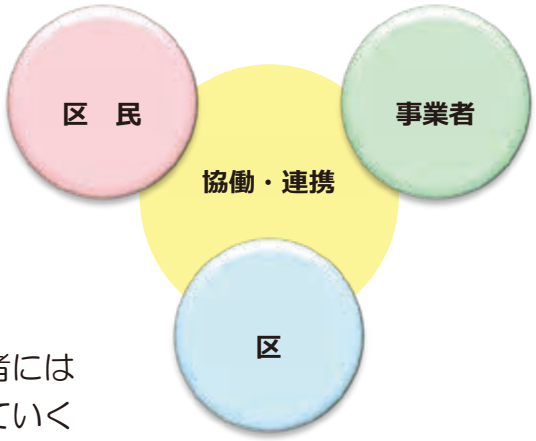
さらに、地球温暖化施策の一本化による効率的な推進を目的として「新宿区地球温暖化対策指針」を「環境基本計画」に統合し、「新宿区第三次環境基本計画（兼地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編）」として策定することとしました。

計画期間は、平成 30（2018）年度～平成 39（2027）年度の 10 年間とします。

■ 各主体の役割

区　民

一人ひとりが環境への意識を持ち、それぞれの立場に応じてできることに取り組むとともに、みんなの力を合わせた行動を広げていくことが重要です。



事業者

事業活動は環境に与える影響が大きいため、事業者には事業活動を見直し、環境へ配慮したものへと転換していくことが求められます。

区

行政としては、環境の保全と創造に関する施策、取組を各主体との参加・協働のもとに推進していくことが求められます。

また、一事業者として、環境負荷低減の取組を率先して進めることが求められます。

■ 計画の進行管理

新宿区環境基本計画推進本部が中心となり、「計画（Ｐｌａｎ）」⇒「実行（Ｄｏ）」⇒「評価（Ｃｈｅｃｋ）」⇒「見直し（Ａｃｔ）」という一連の「ＰＤＣＡサイクル」を基本とし、目標の達成状況、施策の進捗状況等を定期的に把握・評価し、適切に進行管理を行っていきます。

計画の進行管理にあたっては、毎年度「新宿区環境白書」を作成、配布し、区のホームページでも公開して実効性を担保します。



■ 計画の基本目標体系

目指すべき環境都市像の実現に向けて、「環境に配慮したまちづくり」を進め、地球温暖化対策にも注力していくため、５つの基本目標と 11 の個別目標を設定します。

地域資源を活かし、区民・事業者・区が一体となってつくる
持続可能な環境都市・新宿

基本目標	個別目標
1 地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進	1 再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化の推進 2 家庭及び職場の省エネルギーへの取組を支援し、環境に配慮したライフスタイルへの転換の推進 3 ヒートアイランド対策の推進
2 豊かなみどりの保全と創出	1 まちなかのみどりの保全と創出 2 水やみどりに親しめる環境づくり
3 資源循環型社会の構築	1 ごみの減量とリサイクルの推進 2 適正なごみ処理の推進
4 良好な生活環境づくりの推進	1 きれいなまちづくりの推進 2 都市型公害対策の推進
5 多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進	1 主体的な環境活動とネットワーク化 2 環境学習の推進

基本目標１　地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進

温室効果ガス削減のための仕組みづくりや低炭素な暮らしに向けた取組等により、地球温暖化対策を推進するとともに、ヒートアイランド対策をハード、ソフトの両面から効果的に推進することにより、地域・地球環境に配慮した環境都市づくりを進めていきます。

個別目標　1-1　再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化の推進

個別目標　1-2　家庭及び職場の省エネルギーへの取組を支援し、環境に配慮したライフスタイルへの転換の推進

個別目標　1-3　ヒートアイランド対策の推進

■主な指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標
温室効果ガス（二酸化炭素）排出量（平成 25 年度比）	5.9%削減（平成 26 年度）	24%削減（平成 42 年度目標）
「新宿の森」でのカーボン・オフセット事業によるCO_2吸収量	450ｔ-CO_2／年	1,350ｔ-CO_2（平成 30～32 年度の計）

■個別の取組

区　民

- ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ（クールチョイス）等の国民運動へ参加する。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努める。
- 家庭用燃料電池（エネファーム）や高効率ヒートポンプの導入に努める。
- ＬＥＤ照明等、省エネ型照明や、省エネ型家電の家庭での利用を進める。



太陽光発電

事業者

- 区の省エネルギー診断を活用する等、事業所の省エネルギー化を推進する。
- 従業員や顧客に対し、熱中症予防対策を徹底する。
- エコドライブの徹底に努め、エコカーの導入を図るとともに、環境にやさしい物流システムの導入を検討し、効果的な車両運用を図るよう努める。



省エネルギー診断

区

- 区民向け省エネルギー機器の導入支援を行う。
- 「新宿の森」で間伐等の森林整備によるカーボン・オフセット事業を実施する。
- 「新宿打ち水大作戦」等、打ち水の普及啓発を実施する。



新宿の森での
カーボン・オフセット事業

は、区民・事業者・区が協働・連携して進めるべき取組です。

基本目標 2　豊かなみどりの保全と創出

水辺やみどり、生物多様性への配慮等、快適に過ごすことのできる自然とのふれあいの場を保全・創出するとともに、ヒートアイランド対策にもつながる都市における緑化を進め、豊かなみどりの保全と創出を推進していきます。

個別目標　2-1　まちなかのみどりの保全と創出

個別目標　2-2　水やみどりに親しめる環境づくり

■主な指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標
公園面積の目標	117.61ｈａ	新たに 2ｈａの公園面積を確保（平成 39 年度目標）
神田川親水テラスの年間利用者数（一般開放時）	1,802 人	2,000 人（平成 39 年度目標）

■個別の取組

区　民

- 新宿「みどりのカーテン」プロジェクト等へ参加し、緑化に努める。
- 生物多様性を理解する。
- 保護樹木、保護樹林等の支援制度を活用する。
- 外来生物については、地域の生態系を乱さないよう、法令等に基づいて適切に飼育する。
- 区の伝統野菜である「内藤とうがらし」や「早稲田みょうが」、「大久保つつじ」等への理解を深める。



みどりのカーテン

事業者

- 緑化計画書等、法令に基づいた緑化の他、事業所敷地・建物の緑化を推進する。
- 大規模な開発計画では、公開空地等を活用した積極的なみどりの創出に努める。
- みどりの創出における生物多様性への配慮を推進する。
- みどりと水辺の保全と創出のための地域活動へ参加する。



神田川親水テラスの開放

区

- 「みどりの記憶」を活かした、土地所有者・区民等との協働によるみどりの保全・再生・創出を図る。
- 「新宿の森」等を活用し、自然や生き物に関する環境学習会や講座等を開催する。
- 神田川親水テラスを開放し、区民の利用を促す。
- 地域による継続的な公園活動の仕組みの充実（公園サポーター制度等）を図る。

基本目標 3　資源循環型社会の構築

日常生活におけるごみの適正な分別の徹底及び区民や事業者に浸透しつつある３Ｒ活動（リデュース・リユース・リサイクル）を更に推進させるとともに、クリーンで安全な環境を守るために廃棄物の適正処理や不法投棄への対策を図り、資源循環型社会を構築していきます。

個別目標　3-1　ごみの減量とリサイクルの推進

個別目標　3-2　適正なごみ処理の推進

■主な指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標
区民一人１日当たりの区収集ごみ量	578ｇ（平成 28 年度）	484ｇ（平成 39 年度目標）
資源全体に占める不燃ごみから回収した資源の割合	0.7%	0.6%（平成 32 年度目標）

■個別の取組

区　民

- 「もいちど倶楽部」などを活用し、日用品、衣類、家具等のリユースに努める。
- 食品ロスの削減を実践する。
- 「新宿エコ自慢ポイント」に登録し、ごみの発生抑制に努める。
- 区が行う分別回収や町会・自治会等の地域の資源集団回収実践団体へ参加し、積極的に資源回収に協力する。
- 資源、ごみを出す際には適切な分別を行うとともに、地域ごとに定められた収集日に適切な場所に出すよう努める。



3R推進キャンペーンイベント

事業者

- ごみを出す際には、適切な分別を行うとともに、決められた方法で適切な場所に出すよう努める。
- 「新宿区３Ｒ推進協議会」に参加し、３Ｒ推進行動を実践するよう努める。
- 区と協力し、リサイクル推進のための環境学習を実施する。
- 商品包装の簡素化等により、ごみの発生を抑制する。

区

- 資源集団回収、古紙・びん・缶・ペットボトル等の資源回収を推進する。
- 不法投棄が頻発する資源・ごみ集積所については、夜間・早朝パトロール等による排出者指導を実施する。
- 食品ロスの削減について区民、事業者に普及啓発を進めていく。



資源回収ステーション

基本目標 4　良好な生活環境づくりの推進

大気汚染や水質汚染等の広域的な公害の改善や、騒音や臭気の問題等の都市型公害の対策の他、有害汚染物質（ＶＯＣやアスベスト、広くは放射能汚染も含む）の適正管理、空家等への対策等、今後も更に監視や規制指導を強化し、区民が安全安心に暮らしていける身近な生活環境を守っていきます。

個別目標　4-1　きれいなまちづくりの推進

個別目標　4-2　都市型公害対策の推進

■主な指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標
駅周辺・生活道路での路上喫煙率	0.1%（駅周辺） 0.5%（生活道路）	0.1%未満（駅周辺） 0.5%未満（生活道路） （平成 32 年度目標）
環境基準 100%達成（各年度調査）	大気中のオキシダント濃度、ＰM2.5 濃度、河川水質の一部及び自動車騒音の一部を除き、環境基準達成 （平成 28 年度）	100%達成 （平成 39 年度目標）

■個別の取組

区　民

- まちの美化のための公共空間利用ルールを遵守する。
- 自転車利用のルール、マナーを守り、積極的に活用するよう努める。
- 町会・自治会等の地域組織は、地域の美化活動を定期的に行い、自分たちのまちを自分たちの力できれいにするよう努める。
- 日常生活で発生する音や臭い等は近隣へ配慮するなど、協調に努める。

事業者

- まち美化への取組や清掃活動、路上喫煙禁止の周知啓発に積極的に協力する。
- 建築工事等や事業活動に伴う騒音や悪臭については、地域との協調に努め、問題の解決を図る。

区

- まちの美化活動を支援し、来街者も意識したきれいなまちづくりに努める。
- 事業所における化学物質の排出状況を把握し、適正な管理を指導する。
- 路上喫煙禁止の一環として、路上喫煙禁止パトロールを実施する。



ごみゼロデー



四谷自動車排出ガス測定局



新宿駅東南口喫煙所

基本目標５　多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進

区ホームページでの情報発信や、学校等の教育機関での展開、イベント等を通じた世代間交流等、既存活動の内容拡充や新たな活動の広がりを通じて、各主体の参加と協働を促進しながら、活動のネットワーク化を図り、個人や地域の活動促進を図ります。

また、環境活動への参加促進や環境への意識啓発を図るため、年齢を問わず全ての世代に対する環境学習を推進します。

個別目標　5-1　主体的な環境活動とネットワーク化

個別目標　5-2　環境学習の推進

■主な指標

指標	現状（平成 29 年度）	目標
新宿エコ隊登録者数	5,000 人	6,000 人 （平成 32 年度目標）
環境問題・環境教育への理解・関心度	70%	90% （平成 32 年度目標）

■個別の取組

区　民

- 環境保全活動へ積極的に参加し、環境に関する知識を深める。
- 「新宿エコ隊」へ参加し、地球温暖化対策に取り組む。
- 「エコワン・グランプリ」など環境活動に関するコンテストに応募し、環境に良い取組を広める。



新宿エコ隊の隊員証

事業者

- 「エコライフまつり」や、「まちの先生見本市」等の環境イベントに参加し、来場者や他の出展者と交流を図る。
- 「新宿区エコ事業者連絡会」に参加し、事業者間の交流を深める。


新宿区エコ事業者連絡会

区

- 「エコリーダー養成講座」を開催し、地域で環境活動に取り組む人材を育成する。
- 環境学習情報センター及びリサイクル活動センターを拠点とする環境活動のネットワーク化を支援する。

平成 30 年 2 月発行

○このパンフレットに関するお問い合わせは
新宿区環境清掃部環境対策課
〒160-8484　東京都新宿区歌舞伎町 1－4－1
TEL　03-3209-1111（代表）　FAX　03-5273-4070
E-mail：kankyo@city.shinjuku.lg.jp

印刷物作成番号
2017-10-3901

この印刷物は、5,000 部印刷製本しています。その経費として、１部あたり 145 円（税込）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

本概要版は、環境負荷軽減のため、古紙を利用した再生紙と環境にやさしいインク（大豆油インク）を使用しています。

★「新宿区第三次環境基本計画」の本編は、新宿区役所本庁舎１階区政情報センターで販売しているほか、新宿区のホームページ（https://www.city.shinjuku.lg.jp）の環境清掃部環境対策課のページでもご覧になれます。